

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年十月十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 協同組合落合ショッピングセンター

所在地 真庭市落合垂水六二八番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 協同組合落合ショッピングセンター

住所 真庭市落合垂水六二八番地

代表者の氏名 代表理事 伊藤 忠司

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後八時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時から午後八時まで

(4) 駐輪場の位置

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 六箇所

(変更後)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時から午後十時三十分まで

(4) 駐輪場の位置

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 五箇所

4 変更年月日

平成十七年十月一日

二 届出年月日

平成十七年九月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年十月十一日から平成十八年二月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業建設部商工振興課